

加古川中流圏域河川整備計画 第六回 懇談会
前回の懇談会・地域ブロック懇話会
の概要

平成25年1月10日

兵庫県北播磨県民局
加東土木事務所

懇談会・地域ブロック懇話会の位置づけ

懇談会

学識経験者・関係団体・
地場産業



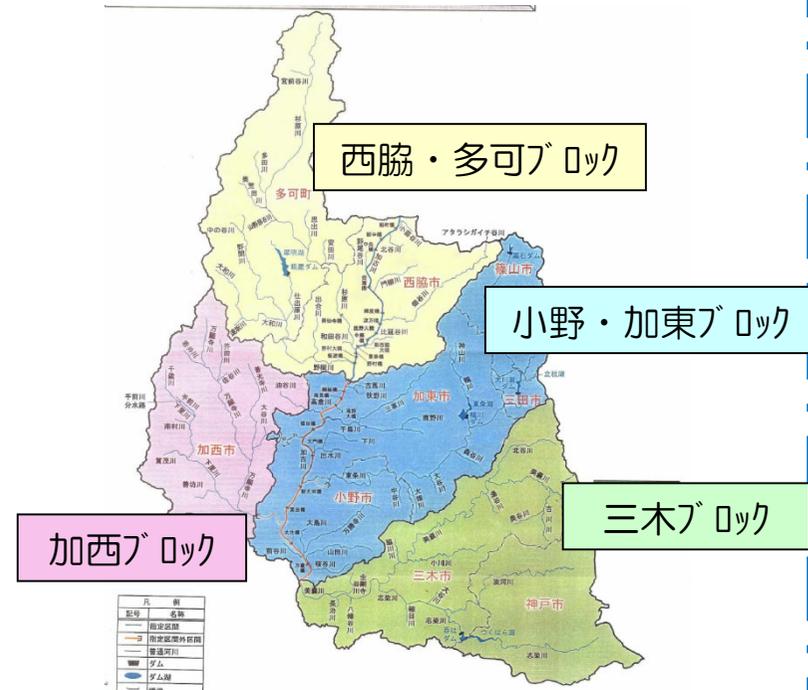
地域ブロック懇話会

学識経験者・関係団体・
地場産業・住民代表

学識経験者・関係者・関係住民の意見を地域ブロック毎に聴取し、整備計画の策定にあたり意見を述べる。

【懇談会設置目的】

加古川中流圏域の兵庫県管理河川について河川整備計画を策定するにあたり、必要な事項について協議・検討し、北播磨県民局長に対して意見を述べることを目的とする。



懇談会・地域ブロック懇話会 開催概要 1/2

地域ブロック懇話会

第一回 懇談会
(平成14年12月)

【主な議事】 計画趣旨、流域概要



第二回 懇談会
(平成15年10月)

【主な議事】 地域ブロック懇話会報告、過去の洪水、整備区間選定、改修工法



第三回 懇談会
(平成17年3月)

【主な議事】 平成16年10月洪水概要、目標流量の再設定



第一回 地域ブロック懇話会
(平成15年3月)

【主な議事】 計画趣旨、流域概要



第二回 地域ブロック懇話会
(平成15年7月)

【主な議事】 過去の洪水、整備区間選定、改修工法、現場見学

懇談会・地域ブロック懇話会 開催概要 2/2

懇談会

地域ブロック懇話会

第四回 懇談会
(平成23年12月)

【主な議事】 懇談会運営、これまでの経緯、
河川整備計画(原案)

第三回 地域ブロック懇話会
(平成24年3月)

【主な議事】 これまでの経緯、
河川整備計画(原案)

第五回 懇談会
(平成24年8月)

【主な議事】 河川整備計画の目標に関する
事項、河川の整備と実施に関
する事項

第四回 地域ブロック懇話会
(平成24年10、11月)

【主な議事】 河川整備計画の目標に関
する事項、河川の整備と
実施に関する事項

第六回 懇談会
(平成25年1月10日)

今回

第五回懇談会(H24.8.29)の意見等とその回答

| ご意見・ご質問等 | 対応方針 | 河川整備計画（原案）での記述等 |
|---|--|---|
| 【河川整備計画の目標に関する事項】 | | |
| <p>全体の治水計画のバランスについて教えてほしい。</p> | <p>・目標流量は戦後最大洪水流量に見合った流量を原則とするが、下流区間の改修状況を見据え、下流区間の計画との整合に配慮して整備計画目標流量を設定している。</p> | <p>「第1章第4節 洪水による災害発生防止又は軽減に関する目標」で記載（P21. L2～）</p> |
| <p>河道だけではなく森林や田んぼの保水力を生かした対策を行っていく必要がある。</p> | <p>・平成24年4月に兵庫県総合治水条例が施行され、今後、加古川圏域で協議会を設置し、これまでの河川整備に加え、ため池や水田を活用した流域対策などを検討し、推進計画を策定する予定である。</p> | <p>加古川中流圏域における総合治水の具体的な施策については、兵庫県総合治水条例に基づき、東播磨・北播磨・丹波地域いわゆる加古川流域圏における地域総合治水推進計画を策定し、県・市町・県民相互の連携を図りながら協働して推進する。（P66. L8～）</p> |
| 【河川の整備と実施に関する事項】 | | |
| <p>河川整備にあたっては、自然を活かし環境に配慮した方法を行っていく必要がある。</p> | <p>・モニタリングを継続的に実施し、生態系等の特性について把握しつつ、河川毎の特徴を踏まえた整備を実施していく。</p> | <p>継続的な各種モニタリングを実施し、加古川中流圏域における河川環境の現状の把握及び、変化の要因を分析することにより、</p> |
| <p>山間部の小さな河川における河川整備では、川幅の広い河川とは違った影響もあるため、慎重に工事をしてほしい。</p> | <p>・整備の際は、現況河道の河床形状を重視し、河床の平滑化は行わないなどの配慮を行う。</p> | <p>加古川中流圏域における生態系等の特性について知識を深め、新しい知見を踏まえながら、対策を実施する。（P61. L5～）</p> |
| <p>河川工事の際は、濁水対策を十分に行ってほしい。</p> | <p>・工事に伴う河川や周辺自然环境へ与える影響を軽減するため、工事中の濁水流出防止には十分努めていく。</p> | <p>河川環境の整備に関しては、工事中の濁水流出防止やアユの放流時期への配慮等を行い、工事に伴う河川や周辺自然环境へ与える影響の軽減に極力努める。（P61. L9～）</p> |

第四回地域ブロック懇話会(H24.10.25~11.8)の意見等とその回答

| 項目 | ブロック | ご意見・ご質問等 | 対応方針 | 河川整備計画（原案）での記述等 |
|------|------|---|--|-----------------|
| 計画期間 | 三木 | 計画期間30年は妥当な期間なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国のガイドラインで20年から30年の期間が標準とされており、大半の河川がその期間で策定している。 ・加古川では、残工事量、予算面も考慮し、30年とした。 ・ただし、新たな事象が起これば、柔軟に計画の変更に対応する。 | — |
| | | 整備計画策定後は、確実に河川改修を推進していただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・今回策定する計画では、今後30年間を見据えた実効性がある計画にする。 | — |
| 流量 | 西脇多可 | 想定外の洪水が頻繁に発生するので、目標流量の設定をより大きくすべきではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画の上位計画となる基本方針では100年に1回程度の雨に対応する将来目標を掲げており、河川整備計画は、方針目標に至る段階整備として今後20年から30年間に行われる整備内容を定めたものである。 | — |
| 整備区間 | 小野加東 | 前谷川は整備区間が0.7キロで藪下川の合流点までだが、JR交差部はどう考えているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・JR橋梁が河川断面を阻害しているのは認識している。 ・今回整備区間は、流域全体の優先順位を踏まえて選定している。 | — |
| | 三木 | 三木ブロックの整備区間が少ない理由はなにか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・30年間で可能な投資額の中で設定した。三木ブロックは比較的改修が進んでおり、また、掘込河道が多いことや、背後地の資産価値、流域全体の優先順位等を踏まえ、今回の整備区間を選定している。 | — |

第四回地域ブロック懇話会(H24.10.25~11.8)の意見等とその回答

| 項目 | ブロック | ご意見・ご質問等 | 対応方針 | 河川整備計画（原案）での記述等 |
|----|------|---|--|--|
| 水質 | 三木 | 水質の現状はどうなっているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・加古川中流圏域では、西脇の板波、志染川の坂本橋の2箇所ではBODを監視している。 ・これら2箇所の環境基準はB類型だが、ここ10年間の水質はA類型の基準値である2.0mg/lをも下回っている状況である。 | 加古川中流圏域の水質汚濁に係わる環境基準点は、加古川本川の板波橋及び志染川の坂本橋の2地点であり、両地点ともB類型（BOD75%値：3mg/l）に設定されている。平成14年から平成23年の10ヶ年では、両地点とも環境基準を満たしており、今後においても、この良好な水質が保持できるように水質汚濁の対策に努める。（P18.L26～） |
| 利水 | 三木 | 第5節の「河川水の利用の現況、河川景観、動植物の生息・生育環境等に配慮し、河川管理者や関係市町、河川利用者、住民の協力のもと、その下の流水の正常な機能を維持させていく」とは、具体的にどういったことを想定すればよいのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境や水利用などの面から、川に必要な最低限の水が正常に流れるようにすることを示している。 ・関係者が協力しながら、流量を確保し、できる限り河川としての機能が維持できるように対策を行うことを想定している。 | 流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関との連携のもと、継続的な雨量観測、水文観測データを蓄積し、流水の正常な機能を損なうことなく、安定的な水利用が可能となるよう努める。 さらに異常渇水時には、関係市町、利水関係者等の関係機関と連携し、節水等の広報活動を支援するとともに、必要に応じて行政機関、利水者間の水利用調整のための情報提供に努める。（P23.L12～） |
| | | 志染川では吞吐ダムが一定水量を放流することで一定の水量が保たれるということは分かるが、美嚙川では可能なのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・異常渇水時には関係市町、利水関係者との連携を行い、節水の広報活動を支援する等によって対応することを考えている。 | |
| | 西脇多可 | 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標の中で、美しく安全で利用しやすい川づくりの推進、水質改善等が書かれているが、具体的な場所や方法があれば教えてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持は、具体的な整備箇所のみで実施するものではなく、全ての生物、利用者にとって最低限必要な流量は確保し、環境を大幅に改変するような工事をしないという意味で記述した。 ・水質保全是、基準と比べると現況は良い値であり、今の状態を保ってほしいということに記述した。 | <p>「3. 許可工作物の指導・監督」 (P65.L1～)</p> <p>「4. 水量・水質の保全」(P65.L7～)</p> <p>「5. 河川を共有する意識の醸成」 (P65.L19～)に記載。</p> <p>「(2) 河川環境の現状と課題」 (P18.L26～)に記載。</p> |

第四回地域ブロック懇話会(H24.10.25~11.8)の意見等とその回答

| 項目 | ブロック | ご意見・ご質問等 | 対応方針 | 河川整備計画（原案）での記述等 |
|------------|----------|---|--|--|
| 環境 (親水) | 小野 加東 | 水辺に親しめる場所を創出してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、単なる水を流すだけの整備ではなく、川に触れ合える形の整備が必要であることは認識しており、可能な範囲で対応していきたい。 | 「2. 河川環境の整備と保全（3）人と自然との触れ合いの場の創出」で記載（P62.L10～） |
| | 加西 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺に親しめる場所を創出してほしい。 ・ 費用をかけずに河川内にあるブロックや石などを並べて、魚が滞留できる場所を作るなど、今ある中でできるだけ努力をお願いしたい。 | | |
| | 小野 加東 | 東条川で河川愛護活動をしているが、水辺に近づける場所がない。今後、何か整備の計画はあるのか。 | ・ 親水空間の整備として、階段設置などに取り組んでいる。 | 川で安全かつ、安心して遊び、川を知り、川で学ぶことのできる河川整備を、関係機関・地域住民・学識経験者などの連携のもと、順次進めていくように努める。（P63.L5～） |
| | 加西 | 親水性については、安全性も含め検討していただきたい。 | ・ 安全面も考慮し、親水性を高めることを考えている。 | |
| 環境 | 西脇 多可 | 日野地区では、まちづくり計画書で、杉原川の共生と整備として、市原の竹やぶを堤防にする等を検討しているが、それらの内容は考慮されないのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備箇所すべてにおいてという訳にはいかないが、拠点的に川と人との触れ合いの場を創出するなど、治水とともに環境整備を一緒に行っていく。 ・ 具体的にどういう整備をしていくかについては個別に検討することになる。 | — |

第四回地域ブロック懇話会(H24.10.25~11.8)の意見等とその回答

| 項目 | ブロック | ご意見・ご質問等 | 対応方針 | 河川整備計画（原案）での記述等 |
|------------|------|--|--|---|
| 環境 (魚道) | 加西 | 万願寺川流域では、魚道が整備されていない。 | ・まずは、万願寺川の一部で、井堰管理者と河川管理者で協議した上で役割分担を決め、魚道を設置してきたという経緯がある。今後、管理者と調整を図りながら進めていく必要があると考えている。 | 今後、杉原川の沖田井堰、東条川の六ヶ井堰等の連続性の確保が必要な河川横断工作物について、取水井堰の改築及び、魚道の整備を計画する。 (P62. L7~) |
| | 西脇多可 | 加古川水系の井堰は、魚道が必要ということを前提としてほしい。 | ・関係機関と調整し、できる箇所から対応を行うことを考えている。 | |
| | | 杉原川の沖田井堰について、改築及び魚道整備の計画が書かれているが、具体的に決まっているのか。 | ・具体的な時期等は決まっていないが、改修となれば早い時期と思う。またそのときになれば相談させていただきたい。 | |
| | 加西 | 魚道設置後の維持管理についても注意していただきたい。 | ・今後、新たに魚道を設置していく際は、設置後の維持管理も考えた上で、場所や構造について考えていく必要があると認識している。 | 河川管理施設の維持管理の際には、河川環境に配慮し、水生生物などの生息環境の変化や劣化が起こらないよう努める。(P64. L22~) |
| | 西脇多可 | 一昨年に災害復旧された亀ヶ井井堰は、魚道が新設されずに現況復旧されたのはなぜか。 | ・亀ヶ井井堰は河川構造物ではなく農業施設の災害復旧であり、井堰の管理者や受益者からの費用と国の補助金にて農業者が主体となって工事を行ったため、原形復旧が前提となっている。 | — |

第四回地域ブロック懇話会(H24.10.25~11.8)の意見等とその回答

| 項目 | ブロック | ご意見・ご質問等 | 対応方針 | 河川整備計画（原案）での記述等 |
|------|----------|---|---|--|
| 生物 | 三木 | 特定外来生物への対策はどう考えているか。 | ・河川管理者として何が出来るか、環境部局が対応するのかなど、関係者間で調整した上で、対応していきたい。県としては特定外来種の防除計画等を策定している市町等と連携しながら河川管理を行っていきたいと考えている。 | 兵庫県では、川の生物の生息状況を確認するため、主要な水系において「ひょうごの川・自然環境調査」等を実施している。これまでの調査で、中流域圏内の各所で外来種が確認されており、特定外来生物については、河川生態系への被害防止を図るため、関係機関との連携に努める。(P18.L22~) |
| | 加西 | 万願寺川の中野から繁昌にかけてカワウが多く、小魚等がほとんど見られない。県や市でその状況を把握しているか。また、その対策について確認したい。 | ・河川管理者として調査したわけではないが、周辺流域も含めカワウが多くなっていることは認識している。 ・河川管理者だけでは対応できないため、関係機関と連携し対応していくことを整備計画の中に記載している。 | |
| 維持管理 | 西脇 多可 | 加古川、特に中郷橋付近は、多くの土砂が堆積しているので、河川の土砂撤去もあわせてお願いしたい。 | ・維持管理で対応する。 | 河道内において、土砂、流木、樹木等によって川の流れが阻害されていないか平素から留意し、地域住民からの情報提供や巡視によって、治水上問題があると判断した場合には、堆積土砂撤去や障害物の除去を行い、洪水時に水の流れが阻害されないように河道断面の維持に努める。(P64.L10~) |
| | 三木 | 維持管理を謳っているが、積極的に対応してほしい。地域で行う河川の清掃活動を支援する等、地域住民が守り育てる社会づくりや仕組みづくりを推進、とあるが、この支援とはどのようなものか。 | ・河川清掃への支援については、県と市町が共同で行うクリーン作戦、河川愛護活動、ひょうごアドプト等において、地元からの要望を受けて物資支援を行っている。 | 河川愛護活動、ひょうごアドプトなど、住民や団体の自主的な河川の除草、清掃活動に対して清掃資材提供等の支援を行う。(P65.L25~) |

第四回地域ブロック懇話会(H24.10.25~11.8)の意見等とその回答

| 項目 | ブロック | ご意見・ご質問等 | 対応方針 | 河川整備計画（原案）での記述等 | |
|------|----------|---|--|---|---|
| 総合治水 | 小野 加東 | 加東市内はため池が多く、治水面の効果も期待できる。県、市町、地元と連携し、適切な維持管理をお願いしたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に兵庫県総合治水条例が施行され、今後、加古川圏域で協議会を設置し、これまでの河川整備に加え、ため池や水田を活用した流域対策などを検討し、推進計画を策定する予定である。 仮に、ため池に雨水を貯める場合、関係者等と調整のうえ、堤体を補強することもあり得る。 | 加古川中流圏域における総合治水の具体的な施策については、兵庫県総合治水条例に基づき、東播磨・北播磨・丹波地域いわゆる加古川流域圏における地域総合治水推進計画を策定し、県・市町・県民相互の連携を図りながら協働して推進する。（P66.L8～） | |
| | 加西 | 加西市内ではため池が老朽化しており、補修が必要である。総合治水との関連性や連携はあり得るのか。 | | | |
| | 加西 | 加西市内では、河川改修は進んでおり、河川からの溢水等の被害は少ないが、河川に接続する水路が小さく、周辺集落では浸水被害がある。 | | | <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度以降、加古川流域において総合治水条例に基づき協議会を設置し、推進計画を策定するので、その中で関係機関等と協議しつつ進めていく。 |
| | 西脇 多可 | 山の保水力の低下等によって、河川への流出量が増える恐れはないのか。 | | | |
| | 三木 | 流域内では、頻繁に浸水する箇所があるが、それを解消するために吞吐ダムの操作方法を変えたようなことはないか。 | <ul style="list-style-type: none"> 吞吐ダムの操作が変更されたということは確認できていない。 総合治水条例ができたことにより、利水ダムでも洪水調節容量の確保に努めていただくことを考えているため、ダム管理者とも協議していく予定である。 | | — |
| 防災 | 小野 加東 | ハードだけではなく、ソフト面も並行して取り組まないと災害というのは防げないと考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県では出前講座を行ったり、ホームページの河川防災情報で、防災に関する情報、学習できる情報を提供してきている。 今後も、情報提供などに努めていく。 減災対策として総合治水の中で検討する。 | 「2. 河川情報の提供に関する事項」に記載（P67.L1～） | |
| | 加西 | 加西市の防災マップの更新の説明会があるが、この整備計画が市の防災マップへ反映されるのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 防災マップは、現況河川に対する氾濫シミュレーションをもとに作成されるものであり、現況河川で起こり得る浸水状況を知るためのものである。 今回の河川整備計画を反映するものではないと考えている。 | — | |